

出島処分場の今後の対応の方向性について

1 要旨・目的

- 令和4年10月11日に開催した出島協議会において、廃棄物の受入計画期間を延長すること等について、基本的に合意（基本合意）をいただいたことから、その概要を報告する。

2 現状・背景

- 出島処分場については、平成26年の供用開始以来、地元の皆様と締結した協定書等に基づき、県及び広島県環境保全公社が連携し、受入廃棄物の確保や、環境対策の徹底、地元の皆様方への情報の提供等について、その履行に努めてきたところである。
- 一方で、協定書等に基づく廃棄物受入計画期間の10年間で受入終了することが困難となっているため、昨年6月から、受入計画期間の延長を含む今後の対応について協議を進めてきた。

3 概要（基本合意の概要）

(1) 対象者

宇品・出島地区住民

(2) 事業内容（実施内容）

ア 廃棄物受入の計画期間の延長等について

(ア) 廃棄物受入の計画期間について

- 廃棄物受入の計画期間を10年間延長する（令和16年6月1日まで）

・引続き、受入廃棄物の確保に努めることとしているが、10年間での受入終了が困難な場合は、廃棄物受入の計画期間の見直しに係る協議を出島協議会へ申し入れ、協議を行う。

(イ) 新たな埋立進捗管理の仕組みについて

- 引き続き、受入廃棄物の確保策に取り組み、廃棄物の受入期間の短縮に努めるとともに、実効性のある取組とするため、新たな埋立進捗管理の仕組みを設ける。

・廃棄物受入を終了するまでの埋立量の計画（以下「埋立計画」という。）を策定し、進捗状況を、出島協議会に報告する。
・埋立計画の進捗状況の検証を行い、埋立計画と実際の進捗状況に乖離が生じた場合は、その原因と改善策を明確にした上で、必要に応じ、埋立計画の見直しを行い、出島協議会に報告する。

イ 地域振興策について

- 引き続き、廃棄物の適正処理という社会全体が受ける恩恵を地域に還元する観点から、延長期間においても、地域振興策を継続する。

・地域振興策の内容については、協議会において協議する。

ウ その他（環境対策等）

- 現行の廃棄物受入の計画期間と同様に、広島県環境保全公社と連携し、環境対策の徹底や地元の皆様への情報の提供等に取り組む。

(3) スケジュール

—

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 今後の対応

- 基本合意を踏まえ、延長に係る協定書等や、新たな埋立進捗管理の仕組みに係る内容等の精査を行い、出島協議会において協議を行う。
- 協議内容に基づき、現行の廃棄物受入の計画期間が終了する令和6年6月1日までの適切な日に、協定書等の改定等（最終合意）を行う。
- なお、受入廃棄物の確保のための排出事業者等への働き掛けや、関連施設の整備等の取組を進める。